

公益社団法人熊本県緑化推進委員会会費規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人熊本県緑化推進委員会(以下「委員会」という。)定款第7条の規定に基づき、会費について必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会費は年会費とし、次に定める額とする。

区分		会費	備考
正会員	熊本県	1,170千円	
	市会員	30千円	
	町村会員	20千円	
	上記以外の会員	10千円	
賛助会員		1口5千円以上 (1口以上)	

(会費の納入)

第3条 会員は、年度内に会費を一括して納入しなければならない。

2 年度途中に入会した会員は、当該年度の会費を前項の規定に準じて納入しなければならない。

(会費の用途)

第4条 納入された会費は、その80パーセントを法人会計に、20パーセントを国土緑化推進事業に使用するものとする。

附則

- 1 この規則は、委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規則は平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規則は平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規則は令和2年4月1日から施行する。